

雇用就業部助成金等一覧

(平成28年10月28日現在)

(注)

助成金・奨励金等の名称の如何を問わず、事業実施にあたり金銭の支給を伴うものを掲載していません。

<事業主向け>

	区分	助成金の名称等	問合せ先	ページ
1	雇用環境	働き方改革宣言奨励金	労働相談情報センター/労働環境課	2
2	雇用環境	働き方改革助成金	(公財)東京しごと財団/労働環境課	2
3	雇用環境	東京都中小企業雇用環境整備推進奨励金	労働相談情報センター	2
4	雇用環境	家事サービスを活用した両立支援推進事業	労働環境課	3
5	雇用環境	女性の活躍推進等職場環境整備助成金	(公財)東京しごと財団	3
6	雇用環境	女性の活躍推進人材育成事業	労働環境課	3
7	非正規	東京都正規雇用転換促進助成金	労働環境課	4
8	非正規	東京都若者応援宣言企業等採用奨励金	就業推進課	4
9	非正規	若者就職応援基金事業(若者正社員チャレンジ事業)	(公財)東京しごと財団	4
10	障害者	東京都障害者安定雇用奨励金	就業推進課	5
11	障害者	東京都中小企業障害者雇用支援助成金	就業推進課	5
12	障害者	職場内障害者サポーター事業	(公財)東京しごと財団	5
13	障害者	コンビネーションジャンプ職場体験実習助成金事業	(公財)東京しごと財団	6
14	障害者	東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金	能力開発課	6
15	若者	中小企業魅力体験(インターンシップ)受入支援事業	(公財)東京都中小企業振興公社	7
一	若者	東京都若者応援宣言企業等採用奨励金【再掲】	就業推進課	7
一	若者	若者就職応援基金事業(若者正社員チャレンジ事業)【再掲】	(公財)東京しごと財団	7
16	高齢者	高齢者職域開拓モデル事業	(公財)東京しごと財団	8
17	高齢者	65歳以上のシニア対象職場体験事業	(公財)東京しごと財団	8
18	被災者	東京都緊急就職支援事業助成金	(公財)東京しごと財団	8
19	人材育成	事業内職業訓練事業補助金	能力開発課	9
20	人材育成	広域団体認定訓練助成金	能力開発課	9
21	人材育成	東京都中小企業職業訓練助成金	能力開発課	9
22	技能振興	競技大会等促進支援事業奨励金	能力開発課	9
23	技能振興	技能グランプリ出場選手強化補助金	能力開発課	9

<求職者・労働者向け>

	区分	助成金の名称等	問合せ先	ページ
一	非正規/若者	若者就職応援基金事業(若者正社員チャレンジ事業)【再掲】	(公財)東京しごと財団	10
24	非正規	東京しごと塾～正社員就職プログラム～	(公財)東京しごと財団	10
25	女性	女性再就職応援助成金	(公財)東京しごと財団	10
26	中高年	長期離職者再就職支援事業助成金	(公財)東京しごと財団	11
27	家内労働	労働衛生環境改善助成	労働環境課	11

<事業主向けの助成金・奨励金等>

雇用環境整備関係

名称	対象者等	助成率・助成限度額
働き方改革宣言奨励金	都内で事業を営む企業等に対し、従業員の長時間労働の削減及び年次有給休暇等の取得促進に向けて、働き方・休み方の改善を図るための取り組みを支援します。 (1)働き方改革に向けた目標及び取組内容の設定をして、「TOKYO働き方改革宣言企業」として承認された場合に奨励金を支給します。 (2)働き方改革の取組として、制度整備を新たに行い就業規則等に明文化した場合に奨励金を支給します。	(1)奨励金 30万円 (2)奨励金((1)を実施する場合のみ) ①「働き方の改善」に掲げる制度を整備 10万円 ②「休み方の改善」に掲げる制度を整備 10万円 ③ ①②を1つ以上含む5つ以上の制度を整備 10万円
問合せ先・申込み窓口	労働相談情報センター各事務所(→P12) 産業労働局雇用就業部労働環境課働き方改革推進担当 ☎03-6205-6701 新宿区歌舞伎町2-42-10 5階 TOKYO働き方改革・正規雇用化推進窓口	
受付期間	平成28年11月10日(木)まで	

名称	対象者等	助成率・助成限度額
働き方改革助成金	「TOKYO働き方改革宣言企業」に対し、上記「働き方改革宣言奨励金」(2)の事業を実施、又は承認決定後3か月以内に新たに上記(2)と同様、対象とする働き方改革の制度整備を実施している場合、整備した制度について、一定の要件を満たした利用があった場合に助成金を支給します。	助成金 1制度の利用について10万円 (上限40万円)
問合せ先・申込み窓口	(公財)東京しごと財団 雇用環境整備課 ☎03(5211)2396 千代田区飯田橋2-6-6 ヒューリック飯田橋ビル4階 産業労働局雇用就業部労働環境課働き方改革推進担当 ☎03-6205-6701 新宿区歌舞伎町2-42-10 5階 TOKYO働き方改革・正規雇用化推進窓口	
受付期間	通年	

名称	対象者等	助成率・助成限度額
東京都中小企業雇用環境整備推進奨励金	300人以下の労働者を雇用する中小企業等が、 (1)労働者の仕事と育児との両立支援、(2)仕事と介護との両立支援、(3)非正規労働者の処遇等の改善を図るための取組を行った場合、奨励金を支給します。	一企業あたり上限100万円 (1)奨励金(仕事と育児の両立推進) ①一般事業主行動計画策定 10万円 ②仕事と育児の両立制度整備 20万円 ③男性の育児参加推進 20万円 (2)奨励金(仕事と介護の両立推進) ①仕事と介護の両立支援 40万円 ②仕事と介護の両立制度整備 10万円 (3)奨励金(非正規労働者の処遇改善) 非正規労働者の処遇改善 40万円 ※平成27年度までの、ワークライフバランス推進助成金との併給はできません。 ※(1)①を利用する場合は「とうきょう次世代育成サポート企業」に登録すること。
問合せ先・申込み窓口	労働相談情報センター各事務所(→P12) ※担当事務所は事前エントリー後に決定します。	
受付期間	平成28年10月17日(月)まで	

名称	対象者等	助成率・助成限度額
家事サービスを活用した 両立支援推進事業	都内中小企業等が、従業員の仕事と家庭生活の両立支援を目的とした家事サービスの活用について、計画策定や社内周知等を実施した上で、従業員が家事サービスを利用し、自社HP等でその成果を発信した場合に助成金を支給します。	50万円(定額) ※上記に加え、企業が契約した家事サービス事業者を従業員が利用し、その利用料を企業が支払った場合、利用料に応じて最大100万円の助成金を支給
問合せ先・ 申込み窓口	産業労働局雇用就業部労働環境課雇用平等推進担当 ☎03(5320)4649 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一庁舎 北側31階	
受付期間	平成28年5月24日(火)～7月8日(金)	

名称	対象者等	助成率・助成限度額
女性の活躍推進等職場 環境整備助成金	300人以下の労働者を雇用する中小企業等に以下の経費を助成します。 ①女性の採用・職域拡大等に向けた職場環境整備に係る経費 ②多様な勤務形態の実現に係る経費	①助成金 費用の2/3(上限500万円) ②助成金 費用の1/2(上限200万円) ※ ①、②を両方実施する場合の上限は500万円
問合せ先・ 申込み窓口	(公財)東京しごと財団 雇用環境整備課 ☎03(5211)2397 千代田区飯田橋2-6-6 ヒューリック飯田橋ビル4階	
受付期間	平成28年5月17日(火)～平成29年3月31日(金)	

名称	対象者等	助成率・助成限度額
女性の活躍推進人材育 成事業	①中小企業における女性の活躍を支援するため、職場における女性の活躍推進の中心となる人材に対し、必要な知識を習得する研修を実施します。研修修了者を女性の活躍推進責任者として設置した企業に奨励金を支給します。 ②女性活躍推進法の施行に伴い、中小企業においては努力義務とされた一般事業主行動計画策定に係る取組に関して、①により設置された責任者に対しフォローアップ研修を実施します。研修修了後、計画を策定するなど要件を満たした場合に奨励金を支給します。	①「女性の活躍推進責任者設置奨励金」の支給(定額30万円/1社) ②「一般事業主行動計画策定等奨励金」の支給(定額30万円/1社)
問合せ先・ 申込み窓口	産業労働局雇用就業部労働環境課雇用環境整備推進担当 ☎03(5320)4645 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一庁舎 北側31階 ※研修については、受託事業者((株)東京リーガルマインド ☎03-5913-6348)にお問い合わせください。	
受付期間	①平成28年11月28日(月)まで ②平成29年1月16日(月)まで	

非正規雇用対策関係

名称	対象者等	助成率・助成限度額
東京都正規雇用転換促進助成金	<p>以下の要件を満たす事業主に助成金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京労働局管内の雇用保険適用事業主 ・対象となる有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用し、国のキャリアアップ助成金(正社員化コース(注))の支給決定を受ける事業主 <p>(注)平成28年3月31日までの転換者については正規雇用等転換コース</p> <p>※ 対象となる労働者を中退共制度に加入させ、当該労働者に係る掛金を継続して支払っている事業主には加算あり</p>	<p>転換等の区分により、有期契約労働者一人当たり以下に定める金額を助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有期契約労働者等から正規雇用労働者への転換又は直接雇用 50万円(40万円) ・有期契約労働者等から無期雇用労働者への転換又は直接雇用 20万円(15万円) ・無期雇用労働者等から正規雇用労働者への転換又は直接雇用 30万円(25万円) <p>※()内は大企業の額 ※対象となる労働者を中退共制度に加入させた場合は、1人当たり10万円を加算</p>
問合せ先・申込み窓口	産業労働局雇用就業部正規雇用対策推進担当 ☎03(6205)6702 新宿区歌舞伎町2-42-10 5階 TOKYO働き方改革・正規雇用化推進窓口	
受付期間	通年	

名称	対象者等	助成率・助成限度額
東京都若者応援宣言企業等採用奨励金	<p>都内の「若者応援宣言企業」又は「ユースエール認定企業」で、東京労働局管内のハローワークの紹介により、対象となる若者を正社員として採用した事業主に奨励金を支給します。</p>	<p>対象となる若者一人当たり以下の金額を支給します。</p> <p>若者応援宣言企業:15万円 ユースエール認定企業:30万円</p>
問合せ先・申込み窓口	産業労働局雇用就業部正規雇用対策推進担当 ☎03(6205)6703 新宿区歌舞伎町2-42-10 5階 TOKYO働き方改革・正規雇用化推進窓口	
受付期間	通年	

名称	対象者等	助成率・助成限度額
若者就職応援基金事業(若者正社員チャレンジ事業)	<p>未就職や非正規雇用等、正社員としての実務経験や社会人としての心構えを醸成する機会が十分でない大学等卒業後3年を経過した29歳以下の若年求職者を対象に、セミナーと企業内実習を組み合わせたプログラムを実施。本事業に参加した以下の対象者に奨励金等を支給します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①要件を満たした参加者 ②要件を満たした実習受け入れ企業 ③企業実習終了後、ハローワーク飯田橋 U-35からの職業紹介により実習参加者を正社員として採用し、6カ月間継続雇用した企業 	<ol style="list-style-type: none"> ①実習一日あたり5千円の「キャリア習得奨励金」 ②実習一日あたり6千円の「受入準備金」 ③採用一人当たり15万円の「採用奨励金」
問合せ先・申込み窓口	<p>問合せ:(公財)東京しごと財団しごとセンター課 ☎03(5211)2851 申込み:以下の受託事業者へ直接お申込みください。 アデコ(株) ☎03-5211-2880 (株)インテリジェンス ☎03-5211-2871</p>	
受付期間	通年	

障害者関係

名称	対象者等	助成率・助成限度額
東京都障害者安定雇用 奨励金	国の特定求職者雇用開発助成金又は発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の受給対象事業主が、障害者等を正規雇用や無期雇用で採用した場合又は有期雇用から正規雇用や無期雇用に転換した場合に奨励金を支給します。 (主な要件) ・個人事業主又は法人 ・対象労働者が東京都内の事業所に勤務していること 等	障害者等一人当たり 120万円(大企業は100万円) ※ 同一年度における支給人数は、一事業主について合計10人まで。
東京都中小企業障害者 雇用支援助成金	障害者を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金又は発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の受給が平成34年3月30日までに満了となった後も引き続き雇用を継続する中小企業に対して最長2年間賃金助成をします。 (主な要件) ・中小企業であること(特例子会社を除く) ・障害者が東京都内の事業所に勤務していること 等	・重度障害者等 一人当たり 月額3万円 ・上記以外 一人当たり 月額1万5千円 最長2年間支給
問合せ先・ 申込み窓口	産業労働局雇用就業部就業推進課障害者雇用促進担当 ☎03(5320)4663 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一庁舎 北側31階	
受付期間	通年	

名称	対象者等	助成率・助成限度額
職場内障害者 サポーター事業	企業における自立的な障害者支援を推進するため、企業の人事担当者や、障害者と同じ職場で働く社員に対し、障害者支援のノウハウが学べる「職場内障害者サポーター養成講座」を実施します。講座修了者が職場内障害者サポーターとして6か月間の障害者支援を行い、フォローアップ研修を修了した場合、奨励金を支給します。	1事業所当たり 24万円(大企業・特例子会社は12万円) ※ 同一年度における支給回数は、1事業所につき1回限り。
問合せ先・ 申込み窓口	(公財)東京しごと財団 障害者就業支援課 ☎03(5211)2303 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階	
受付期間	通年	

名称	対象者等	助成率・助成限度額
コンビネーションジャンプ 職場体験実習 助成金事業	<p>東京しごと財団の紹介等により、障害者の職場体験実習生を受け入れた中小企業等に、実習に掛かる経費の一部を助成します。</p> <p>【共通要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請日直前の6月1日現在、常時雇用する労働者の総数が300人以下であること ・特例子会社でないこと ・本社又は事業所が東京都内所在であること等 <p>【ステップ実習助成金】</p> <p>障害者を雇用していない企業等で、1日4時間以上×3日以上の実習を都内の実習場所において実施していること等</p> <p>【リフトアップ実習助成金】</p> <p>ステップ実習を終了していること、又は雇用している障害者と異なる種別の障害者を実習生として受け入れること等</p> <p>【シングル実習助成金】</p> <p>既に障害者を雇用している企業で、アドバイザーの支援なしに実習生を受け入れることが可能であること等</p>	<p>実習1回につき</p> <p>ステップ実習助成金：6万円</p> <p>リフトアップ実習助成金：6万円</p> <p>シングル実習助成金：3万円</p>
問合せ先・ 申込み窓口	(公財)東京しごと財団 障害者就業支援課 ☎03(5211)2682 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター8階	
受付期間	通年	

名称	対象者等	助成率・助成限度額
東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練 修了者雇入奨励金	<p>東京障害者職業能力開発校、都立職業能力開発センター・校で職業訓練を受講した障害者等を、6か月以上の期間の定めのある雇用契約(当該契約を更新すること又は更新する場合があることが明示されているもの)又は期間の定めのない雇用契約で雇い入れた事業主等に奨励金を支給します。</p>	<p>定額50万円(1人当たり)</p>
問合せ先・ 申込み窓口	<p>問合せ：産業労働局雇用就業部能力開発課就業促進担当 ☎03(5320)4807</p> <p>申込み：雇入れ後3か月以内に、修了した都立職業能力開発センター・校、東京障害者職業能力開発校(→P13)にお申込みください。</p>	
受付期間	通年	

若者関係

名称	対象者等	助成率・助成限度額
中小企業魅力体験 (インターンシップ) 受入支援事業	都内の工業高校・産業高校及び高等専門学校(高専)の生徒・学生対象のインターンシップを受入れた中小企業等に対し、受入にかかる負担軽減のため、奨励金を支給します。 また、魅力体験コーディネータが学校と受入企業との橋渡し役として相談をお受けし、受入に際してのサポートを行います。	インターンシップの受入1日につき、1名あたり8,000円を支給。 (受入上限日数は、1回につき1名あたり10日間まで)
問合せ先・ 申込み窓口	(公財)東京都中小企業振興公社 企業人材支援課 ☎03(3832)3675 台東区台東1-3-5 反町商事ビル 6階	
受付期間	通年	

名称	対象者等	助成率・助成限度額
東京都若者応援宣言 企業等採用奨励金 【再掲】	都内の「若者応援宣言企業」及び「ユースエール認定企業」で、東京労働局管内のハローワークの紹介により、対象となる若者を正社員として採用した事業主に奨励金を支給します。	対象となる若者一人当たり以下の金額を支給します。 若者応援宣言企業: 15万円 ユースエール認定企業: 30万円
問合せ先・ 申込み窓口	産業労働局雇用就業部正規雇用対策推進担当 ☎03(6205)6703 新宿区歌舞伎町2-42-10 5階 TOKYO働き方改革・正規雇用化推進窓口	
受付期間	通年	

名称	対象者等	助成率・助成限度額
若者就職応援基金事業 (若者正社員 チャレンジ事業) 【再掲】	未就職や非正規雇用等、正社員としての実務経験や社会人としての心構えを醸成する機会が十分でない大学等卒業後3年を経過した29歳以下の若年求職者を対象に、セミナーと企業内実習を組み合わせたプログラムを実施。本事業に参加した以下の対象者に奨励金等を支給します。 ①要件を満たした参加者 ②要件を満たした実習受け入れ企業 ③企業実習終了後、ハローワーク飯田橋 U-35からの職業紹介により実習参加者を正社員として採用し、6カ月間継続雇用した企業	①実習一日あたり5千円の「キャリア習得奨励金」 ②実習一日あたり6千円の「受入準備金」 ③採用一人当たり15万円の「採用奨励金」
問合せ先・ 申込み窓口	問合せ:(公財)東京しごと財団しごとセンター課 ☎03(5211)2851 申込み:以下の受託事業者へ直接お申込みください。 アデコ(株) ☎03-5211-2880 (株)インテリジェンス ☎03-5211-2871	
受付期間	通年	

高齢者関係

名称	対象者等	助成率・助成限度額
高齢者職域開拓モデル事業	都内の事業所において、創業や新分野進出等により、新たに60歳以上の高齢者を3名以上雇用し、高齢者の人数が当該新規事業を行う部門の従業員数の半数以上である場合に、その事業主に対し、就業モデルの立ち上げに要する経費の一部を助成します。 (就業モデルに認定されることが要件となります。)	○助成限度額:300万円 ○助成率:対象経費の2分の1 ○助成対象期間:認定日から1年間
問合せ先・申込み窓口	(公財)東京しごと財団 しごとセンター課 高齢就業支援係 ☎03(5211)2376 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター1階 シニアコーナー	
受付期間	平成28年9月15日(木)まで	

名称	対象者等	助成率・助成限度額
65歳以上のシニア対象職場体験事業(しごとチャレンジ65)	シニア(65歳以上)の求職者を雇用する意向がある都内企業等において、しごとセンターシニアコーナー利用者である65歳以上の求職者を対象とした職場体験(見学)を実施した場合、職場体験終了後、体験受入企業に対し謝礼金を支給します。	1日当たり5,200円 ※ 職場体験は、概ね1日3時間程度、最大3日間実施
問合せ先・申込み窓口	(公財)東京しごと財団 しごとセンター課 高齢就業支援担当係 ☎03(5211)2335 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター1階 シニアコーナー	
受付期間	通年	

被災者関係

名称	対象者等	助成率・助成限度額
東京都緊急就職支援事業助成金	東京しごとセンターでは、東日本大震災の被災者で、都内での就業を希望する方の雇用・就業を支援するため、緊急就職支援事業を実施しており、本事業の利用者を採用した企業に助成金を支給します。 (主な支給要件) ①緊急就職支援事業の利用者を東京しごとセンター及び都内公共職業安定所の職業紹介により正社員又は6か月以上の有期雇用契約で、都内の事業所において雇用していること。 ②採用後、6か月間、東京しごとセンターの職場訪問等を受け入れること。 ※他にも要件があります。	助成金 (1)正社員の場合 60万円 (2)6か月以上の有期雇用契約の場合 30万円 ※女性及び55歳以上の高齢者等を採用した場合、20万円加算 ※採用後6か月経過後に支給
問合せ先・申込み窓口	(公財)東京しごと財団しごとセンター課(緊急就職支援事業担当) ☎03(5211)3312 ※本事業を活用した求人等のお申し込みは、受託事業者(株)パソナ ☎03-5211-5166)へ直接ご連絡ください。	
受付期間	通年	

人材育成・キャリアアップ

名称	対象者等	助成率・助成限度額
事業内職業訓練事業補助金 (雇用保険法・職業能力開発促進法)	知事の認定を受けた職業訓練を実施している中小企業事業主又は中小企業事業主の団体に対し訓練の運営等に要する経費の一部を補助します。	補助対象経費の1/2(建設・介護分野は2/3)若しくは算定基準により算出した額のいずれか低い額
広域団体認定訓練助成金 (雇用保険法・職業能力開発促進法)	事業内職業訓練事業補助金の対象とならない広域認定訓練実施団体に対し、訓練の運営に要する経費の一部を補助します。	補助対象経費の1/2若しくは算定基準により算出した額のいずれか低い額
東京都中小企業職業訓練助成金	従業員に対し訓練を行う中小企業事業主及び構成員の従業員に対し訓練を行う共同団体に対し、訓練の運営等に要する経費の一部を補助します。	訓練生一人1時間当たり430円
問合せ先・申込み窓口	問合せ:産業労働局雇用就業部能力開発課認定訓練担当 ☎03(5320)4718 申込み:中央・城北、城南、城東、多摩職業能力開発センター人材育成課(→P13) (会社の所在地により担当のセンターが決まっています。詳細はお問い合わせください。)	
受付期間	通年	

技能振興

名称	対象者等	助成率・助成限度額
競技大会等促進支援事業奨励金	都内に事務局または主な支所があり、次の①～③のいずれかに該当する団体が、技能者の技能向上と技能継承を目的として、都内で大会を実施した場合、奨励金を支給します。 ①東京都の技能検定を実施する団体(大企業や単一企業での構成の場合は除く。) ②認定職業訓練校(大企業や単一企業での構成の場合は除く。) ③東京都が認める技能者の社会的地位向上や技能向上を目的とする団体	大会等の参加者数により、下記の区分により支給します(競技大会実施日数により増額有)。 ①参加者5～10人まで 133,000円 ②参加者11人～20人まで 181,000円 ③参加者21人～30人まで 230,000円 ④参加者31人～50人まで 266,000円 ⑤参加者51人～80人まで 314,000円 ⑥参加者81人以上 362,000円 (ただし、1団体あたり年間200万円まで)
問合せ先・申込み窓口	産業労働局雇用就業部能力開発課技能評価担当 ☎03(5320)4717 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一庁舎 北側31階	
受付期間	通年	

名称	対象者等	助成率・助成限度額
技能グランプリ出場選手強化補助金	中小企業事業主、共同団体、協同組合、認定職業訓練校、および技能士の社会的地位向上や技能向上を目的とすると東京都が認める団体(技能士会等)のいずれかに該当する団体が、技能グランプリに東京都代表選手として出場予定の技能士を対象とする実習を実施した場合、補助金を支給します。	実習に要した材料費の2/3(1人あたり20万円まで)
問合せ先・申込み窓口	産業労働局雇用就業部能力開発課技能振興担当 ☎03(5320)4729 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一庁舎 北側31階	
受付期間	通年	

<求職者・労働者向けの助成金・奨励金等>

名称	対象者等	助成率・助成限度額
若者就職応援基金事業 (若者正社員 チャレンジ事業) 【再掲】	未就職や非正規雇用等、正社員としての実務経験や社会人としての心構えを醸成する機会が十分でない大学等卒業後3年を経過した29歳以下の若年求職者を対象に、セミナーと企業内実習を組み合わせたプログラムを実施。本事業に参加した以下の対象者に奨励金等を支給します。 ①要件を満たした参加者 ②要件を満たした実習受け入れ企業 ③企業実習終了後、ハローワーク飯田橋 U-35からの職業紹介により実習参加者を正社員として採用し、6カ月間継続雇用した企業	①実習一日あたり5千円の「キャリア習得奨励金」 ②実習一日あたり6千円の「受入準備金」 ③採用一人当たり15万円の「採用奨励金」
問合せ先・ 申込み窓口	問合せ:(公財)東京しごと財団しごとセンター課 ☎03(5211)2851 申込み:以下の受託事業者へ直接お申込みください。 アデコ(株) ☎03-5211-2880 (株)インテリジェンス ☎03-5211-2871	
受付期間	通年	

名称	対象者等	助成率・助成限度額
東京しごと塾～正社員 就職プログラム～ (職務実習型正規 雇用化支援)	30～44歳の正社員就業を目指す方を対象に、正社員として就業するために必要な基本的スキルや心構え等を身につけることを目的とした実習型のプログラムを実施。下記①及び②のいずれも該当する方が本事業に参加し、要件を満たした場合に助成金を支給します。 ①申込日現在、正社員として就業していない方 ②直近一年以内の正社員での職歴が通算6ヶ月を超えない方	3か月程度の職務実習期間中、要件を満たした受講者には、実習一日当たり5千円の就活支援金を支給。
問合せ先・ 申込み窓口	問合せ:(公財)東京しごと財団しごとセンター課(非正規対策担当) ☎03(5211)3312 申込み:以下の受託事業者へ直接お申込みください。 (株)インテリジェンス ☎03-3221-5871 (株)パソナ ☎03-3221-5877	
受付期間	通年	

名称	対象者等	助成率・助成限度額
女性再就職応援助成金	一時託児サービスを利用しながら就職活動を行っている女性求職者に対し、託児料の一部を助成します。 <申請者> 東京しごとセンター利用登録者で、就職活動のため一時託児サービスを利用し、その利用日から遡り6ヶ月以内に東京しごとセンターでのキャリアカウンセリングを受けている方 <対象者となるお子様> 申請者が養育する満6歳までの未就学児	託児サービス利用料の半額を助成(お子様一人につき、一年度内5万円まで)。
問合せ先・ 申込み窓口	(公財)東京しごと財団しごとセンター課(女性再就職応援助成金担当) ☎03(5211)2825 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター 1階	
受付期間	通年	

名称	対象者等	助成率・助成限度額
長期離職者再就職支援事業助成金	30歳以上44歳以下のしごとセンター利用登録者のうち、長期離職者(しごとセンター利用登録後180日以上を経過したが未就職の方)で公共職業訓練等を受講する意欲のある方が、本事業のブレセミナーを修了し、要件を満たした場合、支給します。	(1) 公共職業訓練の対象訓練科目を受講する場合は1か月当たり10万円を6回まで (2) 公共職業訓練の選考落選者が専門学校等の対象講座を受講する場合は要綱に定める額を支給
問合せ先・申込み窓口	(公財)東京しごと財団しごとセンター課 ☎03(5211)2803 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター 1階	
受付期間	年4回	

名称	対象者等	助成率・助成限度額
労働衛生環境改善助成	専門的・家庭的労働者(1から5の条件にすべてあてはまる方)に支給します。 1 都内に引き続き1年以上居住していること 2 有機溶剤作業等に従事し今後も継続する見込みがあること 3 現在の作業環境で健康を害するおそれがあること 4 自己負担部分の出資が可能であること 5 前年事業所得が620万円以下であること(給与所得として申告している場合は、総収入が811万円以下であること)	<ul style="list-style-type: none"> ・局所排気装置 75% 255,000円 ・全体換気装置 75% 39,000円 ・空気清浄装置 50% 103,000円 ・型抜き機等の安全装置 75% 155,000円 ・その他の安全衛生設備 50% 155,000円
問合せ先・申込み窓口	産業労働局雇用就業部労働環境課家内労働担当 ☎03(5320)4654 新宿区西新宿2-8-1 都庁第一庁舎 北側31階 家内労働相談コーナー ☎03(3871)4555 台東区浅草5-70-11 川口ビル2階	
受付期間	通年	

<窓口> (労働相談情報センター・職業能力開発センター)

労働相談情報センター

名称	所在地	最寄駅名	電話
労働相談情報センター	千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター9階	総武線／東西線／ 有楽町線／南北線 ／大江戸線・飯田 橋	03(5211)2200
大崎事務所 (南部労政会館)	品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎 ウエストタワー2階	山手線／埼京線／ りんかい線・大崎	03(3495)4872
池袋事務所	豊島区東池袋 4-23-9	山手線／埼京線／ 東北・高崎線／ 東武東上線／ 西武池袋線／ 有楽町線／ 丸ノ内線・池袋	03(5954)6501
亀戸事務所	江東区亀戸2-19-1 カメラプラザ7階	総武線／ 東武線・亀戸	03(3682)6321
国分寺事務所 (国分寺労政会館)	国分寺市南町 3-22-10	中央線／ 西武国分寺線／ 西武多摩湖線・国 分寺	042(323)8511
八王子事務所 (八王子労政会館)	八王子市明神町 3-5-1	中央線・八王子、 京王線・京王八王 子	042(643)0278

職業能力開発センター

名 称		所在地	最寄駅名	電 話
中央・城北職業能力開発センター (人材育成プラザ)		文京区後楽 1-9-5	総武線／東西線／ 有楽町線／南北線／ 大江戸線・飯田橋	03(5800)2611
	高年齢者校	千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセン ター 10~12階	総武線／東西線／ 有楽町線／南北線／ 大江戸線・飯田橋	03(5211)2340
	板橋校 (人材育成プラザ)	板橋区舟渡 2-2-1	埼京線・浮間舟渡	03(3966)4131
	赤羽校	北区西が丘 3-7-8	埼京線・十条／ 三田線・板橋本町	03(3909)8333
城南職業能力開発センター (人材育成プラザ)		品川区東品川 3-31-16	京浜急行線・青物横 丁／ りんかい線・品川シー サイド	03(3472)3411
	大田校	大田区本羽田 3-4-30	京浜急行線・大鳥居	03(3744)1013
城東職業能力開発センター (人材育成プラザ)		足立区綾瀬 5-6-1	常磐線／千代田線・ 綾瀬／ つくばエクスプレス・ 青井	03(3605)6140
	江戸川校 (人材育成プラザ)	江戸川区中央 2-31-27	総武線・新小岩下車 都バス・江戸川区役 所／ 都バス・大杉小学校 前	03(5607)3681
	台東分校	台東区花川戸 1-14-16	東武線／銀座線／浅 草線／ つくばエクスプレス・ 浅草	03(3843)5911
多摩職業能力開発センター (人材育成プラザ)		昭島市東町 3-6-33	青梅線・西立川	042(500)8700
	八王子校 (人材育成プラザ)	八王子市台町 1-11-1	中央線・八王子／ 京王線・山田	042(622)8201
	府中校 (人材育成プラザ)	府中市南町 4-37-2	京王線・中河原	042(367)8201
東京障害者職業能力開発校		小平市小川西町 2-34-1	西武線・小川／ 武蔵野線・新小平	042(341)1411